「電気通信番号規則の一部改正等について」
に対する意見及びその考え方
（審議会への諮問事項以外の事項に係るもの）

意見募集期間：令和7年 12 月 10 日（水）～令和8年1月 13 日（火）
案件番号：145210614

意見提出　2件　（法人：2件）

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者
1	一般社団法人テレコムサービス協会
2	KDDI株式会社

意見	考え方	修正の有無
（１）手引き１（認定を受ける必要がある電気通信番号使用計画の作成等に関する手引き）について		
意見１ ●　手引きの「利用者契約において明示的に電気通信業務用利用を禁じている場合」、「提供する卸電気通信役務の再販の禁止又は制限をしている場合」の記載について、これらの行為は、電気通信事業法第 121 条（提供義務）への違反には該当しないという理解でよいか。		
○　「明示的に電気通信業務用利用を禁じ」ること、「卸電気通信役務の再販の禁止又は制限」することは電気通信事業法第 121 条（提供義務）への違反には該当しないという理解でよろしいのでしょうか。 【KDDI 株式会社】	○　手引きに記載された御指摘の事例は、事業者の取り得る措置を前提として記載しており、直ちに電気通信事業法第 121 条に規定する提供義務に違反するものではないと考えますが、同条に違反するかは、個別の事案の提供条件等を踏まえて判断することになります。	無
（２）手引き２（固定電話番号を使用して電話転送役務を提供する電気通信事業者による電気通信番号使用計画の作成等に関する手引き）について		
意見２ ●　固定電話番号を使用する電話転送役務に関して、事業者の局舎等を最終利用者の活動の拠点とする場合に最終利用者へ明示すべき事項について、「当該地点の概要」を許容することに賛同。		
○　現行の手引きでは、事業者の局舎などを「最終利用者の活動の拠点」とする場合に、当該地点の場所（住所等）を明示する必要性がありますが、局舎住所の明示を行うことで侵入などのリスクを負うことになるため、「概要」の明示を許容する形への改正について賛同致します。 【KDDI 株式会社】	○　賛同の御意見として承ります。	無
（３）手引き７（卸電気通信役務を提供する際の確認義務に関する手引き）について		

意見	考え方	修正の有無
意見３ ●　電気通信番号規則第 17 条第３項に規定する「契約の相手方が電気通信事業用途での利用を想定しているかどうか」についての確認及び同条第４項に規定する「契約期間中における契約相手方との間の連絡体制の確保」についての確認について、手引きに具体的な対応内容を明確化してほしい。		
○　卸電気通信役務を提供する際の確認義務の確実な履行のため、電気通信番号規則第十七条第 3 項に、「契約の相手方が電気通信事業用途での利用を想定しているかどうかについて確認する」こと、及び第 4 項に、「契約期間中における契約相手方との間の連絡体制の確保について確認する」ことの規定の整備を行うことが示されました。 　つきましては、卸電気通信役務を提供する卸元事業者が抜け漏れなく確実且つ適切に確認することができるよう、卸電気通信役務を提供する際の確認義務に関する手引きに、具体的な対応内容を明確化頂くことについてご検討をお願いいたします。 【一般社団法人テレコムサービス協会】	○　ご指摘を踏まえ、以下のとおり、手引きに具体的な対応内容を明確化いたします。 ○　電気通信番号規則第 17 条第３項に規定する「契約の相手方が電気通信事業用途での利用を想定しているかどうか」に関し、p.2 の「卸電気通信役務を念頭に契約する場合（相対契約による卸提供）だけでなく、例えば一般的な約款による契約を行う場合においても、契約先に対して、電気通信事業の用に供するかどうかの確認を行い、卸電気通信役務であるかどうかを特定する必要があります」という記載について、確認の方法の具体例を追記いたします。 ○　また、同条第４項に規定する「契約期間中における契約相手方との間の連絡体制の確保」に関し、連絡体制を確保することが必要である旨と確保の方法の具体例を追記いたします。	有